

第79回千葉県大規模小売店舗立地審議会

- 1 日 時：平成22年6月22日（火） 午後1時から午後2時35分まで
- 2 場 所：プラザ菜の花 3階 菜の花Ⅰ・Ⅱ
- 3 出席者：千葉県大規模小売店舗立地審議会委員（10名）
伊藤委員、臼田委員、門井委員、鬼沢委員、木村委員、古宮委員、
猿田委員、轟木委員、榛澤委員、安井委員（書面）
事務局
経営支援課 久保田課長、小泉室長、行縄副主幹、森副主幹
宮崎副主幹、庄山副主幹
県土整備部都市計画課 高山主査
- 4 開 会：
 - ① 会長及び会長代理の選出（平成22年5月末で審議会委員の任期が満了したことに伴い、審議会に先立ち、新委員の委嘱式が行われたことから、新委員の中から改めて会長等を選出した。行政組織条例第30条の規定に基づき会長については、審議会委員の互選により伊藤委員に決定し、会長代理については、会長の指名により榛澤委員に決定した。）
 - ② 審議案件概略説明
＜事務局＞ 定刻となりましたので審議会を始めていただきます。
本日の審議案件は、新設の届出としてカワチ薬品館山店ほか4件、このほかに報告案件といたしまして茂原セントラルモールの変更の届出がございます。
 - ③ 成立要件の確認（県行政組織条例第32条第2項の規定により、委員の半数以上の出席があることから成立を確認した。）
 - ④ 議長の選出（県行政組織条例第32条第1項の規定により伊藤会長を議長に選出した。）
 - ⑤ 傍聴人の入室（1名）
 - ⑥ 議事録署名人選出（議長が鬼沢委員と轟木委員の2名を指名した。）
- 5 議 事：
 - 議題(1) 新設の届出に対する県意見に係る審議は、次のとおりであった。

<伊藤会長> 本日の審議案件は4件で、いずれも新設でございます。

最初に4つの案件の所在地の図から説明をお願いします。

(スクリーン)

<事務局> スクリーンをごらんいただきたいと思います。すべて新設案件でございます。まず、館山市の(仮称)カワチ薬品館山店、次に浦安市の(仮称)浦安パークスクエア再開発計画、③として木更津市の(仮称)ニトリ(新)木更津店、④として松戸市のファッションセンターしまむら六高台店の合計4件になります。

①(仮称)カワチ薬品館山店について

<伊藤会長> それでは、最初の案件、(仮称)カワチ薬品館山店に係る株式会社カワチ薬品からの新設届出の概要をご説明いただきます。

<事務局> それでは、審議案件1の(仮称)カワチ薬品館山店につきまして説明に入らせていただきます。新設案件で、名称は(仮称)カワチ薬品館山店となります。スクリーン、広域見取り図と審議資料の1ページをあわせてごらんください。

(スクリーン 広域見取り図) 所在地は館山市八幡で、JR内房線館山駅から北東約1kmの市道1214号線沿いに位置しております。建物の設置者及び小売業者は株式会社カワチ薬品となります。

(スクリーン 概要) 敷地の概要でございますが、敷地面積は9,626㎡、所有形態は借地です。用途地域は無指定地域となっております。建物構造は鉄骨づくり平屋建てとなります。

右の欄の届出概要ですが、新設日は平成22年7月11日でございます。店舗面積は1,843㎡、営業時間は午前9時から午後9時45分まで、駐車場の利用可能時間は午前8時30分から午後10時まで、荷さばき可能時間帯は午前7時から午後10時となっております。

(スクリーン 周辺見取り図) 周辺の環境ですが、スクリーンの周辺見取り図をごらんください。計画地は、東側は遊戯場、これはパチンコ屋です。西側は道路を挟み住居及び田畑、南側は田、北側は道路を挟み店舗となっております。

なお、この案件に対する市町村・住民等の意見ですが、館山市から意見が出されております。これについては後ほど説明いたします。

2ページをお開きください。

(スクリーン 建物配置図) スクリーンは建物配置図になります。資料とあわせてご覧ください。

駐車場は、指針の74台を上回る131台の駐車場を確保する計画です。出入り口は3カ所設け、メインの出入り口①は左折イン、右折アウト、メインの出入り口②は右折イン、左折アウトが認められております。出入り口③は左折イン、右折アウトとなっております。

また、交通への支障を回避するための方策として、オープンセール等繁忙及び混雑期には交通整理員を各出入り口に配置する計画となっております。

また、駐輪場は、指針に基づく必要台数53台を確保する計画です。これらのことから、駐車・駐輪需要はともに充足していると認められます。

続いて荷さばき施設の整備についてですが、荷さばき施設は店舗東側に1カ所設け、面積は55㎡、同時作業可能台数は2台、ピーク時の搬入台数は3台であります。待機スペースがあり、施設は充足しており、適切な配慮がなされていると認められます。

(スクリーン 経路図) 次に経路設定ですが、スクリーン、来店経路図をご覧ください。店舗への誘導は、東からは出入り口①に左折イン、西側からは出入り口②に右折インの計画となっております。この経路は新聞折り込み広告に案内図を掲載するほか、店舗周辺の誘導経路上に案内看板を設置する計画で、必要な配慮がなされていると認められます。

続いて3ページをお開きください。

(スクリーン 建物配置図) スクリーンは建物配置図になります。歩行者の利便性については、歩行者の安全を確保するため、駐車場内は見通しのよい車路とし、出入り口付近には歩行者用通路を設置する計画としており、適切な配慮がなされていると認められます。

(スクリーン 廃棄物の減量化) 続いて廃棄物の減量化とリサイクルについての配慮ですが、スクリーンをご覧ください。減量化については、計画的な商品仕入れや商品管理、リターナブルコンテナ等を使用した減量の計画、

(スクリーン リサイクル計画) また、リサイクル計画については、店舗から発生する古紙の再生品を店舗で使用するなど、必要な配慮がなされていると認められます。

(スクリーン 防災・防犯) 次に防災・防犯への協力に関してですが、防災対策

は、自治体等から協力要請があれば対応するほか、防犯対策として、出入り口をチェーンバリカー等で施錠、警備会社による機械警備によるなど、適切な配慮がなされていると認められます。

次に、騒音については担当から説明いたします。

<事務局> それでは騒音の発生に係る事項について説明します。

写真により周辺の状況から説明させていただきます。

お手元の資料の後ろから3枚目の図面No.4の騒音予測地点図を併せてご覧下さい。

(SC写真1-1、1-2)

写真は図面の右側のパチンコ店駐車場から店舗南側を見た周辺の状況です。

写真は図面の右側のパチンコ店駐車場から店舗北側を見た周辺の状況です。

(SC写真2) 店舗東側の周辺の状況です。水路を挟んでパチンコ店の駐車場となっています。

(SC写真3) 店舗西側の状況です。道路を挟んで住居となっています。上の写真は騒音予測地点A地点です。

(SC写真4) 店舗南側の状況です。現況は空地となっています。

(SC写真5) 店舗北側の状況です。現況は道路を挟んで店舗が建っています。

(SC騒音予測地点図-騒音の総合的な予測) お手元の資料5ページの上の表とスクリーンを併せてご覧ください。上の表の昼間・夜間の等価騒音レベルにつきましては、昼間の基準55、夜間の基準45ですが、全て満たしております。

(SC騒音予測地点図-発生する騒音ごとの予測) 次に夜間の最大値の予測についてご説明します。お手元の資料5ページの下の表とスクリーンを併せてご覧ください。夜間の営業はありませんが、キュービクルと最近はドラックストアでも、食品なども扱っていますので、冷凍室外機が夜間稼働します。これらの音源については、西側の住居や南側の空地の敷地境界予測地点で基準値45を満たしています。以上のことより、周辺環境に与える影響は軽微であると認められます。

<事務局> 続きまして、6ページをお開きください。

(スクリーン 建物配置図) 廃棄物についてですが、スクリーンの建物配置図をごらんください。

廃棄物の保管施設は、店舗東側に指針等から算出したしました廃棄物等の保管容量25.91m³を上回る41m³を確保しております。また、廃棄物の処理方法についても、許可業者による敷地外処理を、紙製廃棄物は週5回、そのほかは週2回から3回行

う計画で、適切な配慮がなされていると認められます。

(スクリーン 街並みづくり等への配慮等) 次に緑化計画ですが、都市計画法等により、敷地面積3.1%に当たる300㎡を緑化する計画でございます。

街並みづくり、景観への配慮としては、建物や屋外広告物は周辺と調和する色調で景観に配慮するほか、屋外照明等についても点灯時間や照射角度への配慮が見られます。

続きまして、冒頭に申し上げました館山市の意見になります。スクリーンをごらんください。

(スクリーン 市及び住民等の意見) 駐車場関係ですが、(ア)として、出入り口①、②について、駐車場から市道への右折アウト、左折アウト表示看板が非常に見えづらい。確実に誘導するために、出入り口①の既存看板のほかに出入り口①に右折アウトのみ可もしくは左折禁止、出入り口②に左折アウトのみ可もしくは右折禁止の看板を出庫車両に認識しやすい角度で別途設置していただきたい。

(スクリーン サイン配置図) スクリーンのサイン配置図のほうをお願いいたします。このように、各出入り口に看板を設置するということです。文章といたしましては、その対策として、出入り口①については、出入り口部付近に歩行者注意看板に加えて右折矢印を掲示いたします。また、右折矢印の路面標示を設置いたします。出入り口②では、歩行者注意看板に加えて左折矢印を掲示いたします。また、左折矢印の路面標示を設置いたします。以上の看板を出庫車両から見やすい角度で設置し、出庫方面を周知するとしております。

7ページをお開きください。

(スクリーン 市及び住民等の意見) 次に歩行者の利便性についてですが、(イ)として、歩行者及び自転車専用通路から出入り口③付近を横断する部分において、歩行者等の安全性を確保するため、出庫車両にも認識しやすい角度で注意喚起の看板を別途設置していただきたい。その対策として、出入り口③付近には退店車両に対して歩行者注意看板を設置しております。また、歩行者との交錯の注意を呼びかける店内掲示をするなど、運用面でも注意喚起を行うとしております。

次に(ウ)として、店舗出入り口の車両については、敷地内進入出時に、歩行者等の安全確保のため、車両出入り口の視界を確実に確保していただきたい。その対策として、出入り口①から③付近の植栽は低木または芝生とし、入出庫時に歩行者等の安全確保のため、車両出入り口の視界を確実に確保するとしております。

次に防犯対策関係ですが、(エ)として、夜間及び閉店時など駐車場が若者のたまり場等にならぬよう防犯対策を講じること。その対応策として、駐車場利用時間後は、出入り口をチェーンバリカー等で施錠するとともに警備会社による機械警備を行い、若者のたまり場にならぬよう防犯対策に努めるとしております。

次に騒音関係ですが、(オ)として、PM10時以降は、駐車場入り口にはバリカーとチェーンで施錠し、敷地内に車両が入って騒音行為等ができないよう徹底していただきたい。その対応策として、PM10時以降は、駐車場入り口にはバリカーとチェーンで施錠し、敷地内に車両が入って騒音行為等ができないよう徹底するとしております。

最後にその他として、県が定める事業者の地域貢献に関するガイドラインに沿って、各種地域振興、イベントへの参加等、地域貢献に関する計画書の提出及び公表をお願いしたい。また、地域の商工団体への加入もお願いしたい。その対応策として、県が定める事業者の地域貢献に関するガイドラインに沿って、各種地域振興、イベントへの参加等を前向きに検討するとしてあります。地域貢献に関する計画書についても提出、公表を検討することです。地域の商工団体への加入については、地域の意見をいただきながら検討することとあります。

以上ですが、意見については必要な対応がなされていると認められます。

なお、対応策について館山市は了承済みとのことですが。

8ページをお開きください。

(スクリーン 県の意見(案)) 最後に8ページの総合判断ですが、今まで説明したとおり、1の駐車・駐輪、3の騒音、4の廃棄物保管容量については、いずれも指針等に基づく基準を満たしており、荷さばき施設、廃棄物処理、街並みづくり等の周辺的生活環境の保持に関しても適正な配慮がなされていると判断しまして、当該店舗の立地に関する県の意見は「なし」と考えております。

なお、安井委員から書面による意見が提出されておりますので、読み上げます。駐車台数が131台程度の店舗であり、周辺交差点の交通調査の結果からは、開業後も渋滞発生など大きな問題は生じない。交通問題に関しては、千葉県警察本部交通規制課、館山警察署交通課、千葉県県土整備部と適切に協議がなされ、安全上の対応が十分になされている。館山市の意見についても、多岐にわたり適切に対応がなされている。よって、交通上の問題はないと判断する。

以上です。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

<伊藤会長> 専門的見地から、安井委員が今スクリーンに出たとおりで問題ないと回答しておられますが、木村委員のほうから何かございますか。

<木村委員> 深夜に営業がかかりませんので、別段問題ないと思っています。

<伊藤会長> 廃棄物のほうで鬼沢委員は。

<鬼沢委員> 食品がないお菓のお店ですので、廃棄物そのものはそんなに出ないのですが、仕入れのときの包装のことに気をつけていただくのが一番ごみの減量になるかと思しますので、そこは徹底してやっていただきたいと思えます。

<伊藤会長> 多少食品はあるのでしたよね。

<事務局> 現在の店の傾向として、ドラッグストアといえども、生鮮は置いてありませんが、通常のいわゆる乾き物類とか、そういった食品は置かれている傾向が出てきております。

<伊藤会長> でも、生鮮は扱わないですね。

<事務局> はい。

<伊藤会長> ほかにご質問ございますか。館山市から意見が出ておりますが、対応はしております。もし特段のご異議がなければ県の「意見なし」でよろしゅうございませうか。それでは、審議案件1、カワチ薬品館山店の案件は「意見なし」で了承いたしました。

②審議案件2「浦安パークスクエア再開発計画」について

<伊藤会長> 続きまして、審議案件2は浦安パークスクエア再開発計画に係るダイワロイヤル株式会社からの新設届出でございます。

<事務局> それでは、審議案件2の（仮称）浦安パークスクエア再開発計画について説明に入らせていただきます。これは新規ということですが、実際には既存店舗の建てかえによる新設案件となります。名称は（仮称）浦安パークスクエア再開発計画となります。スクリーン、広域見取り図と審議資料の1ページをあわせてご覧ください。

（スクリーン 広域見取り図） 所在地は浦安市富岡で、JR京葉線新浦安駅から南西へ約1,500mの市道幹線5号線沿いに位置しております。建物の設置者はダイワロイヤル株式会社、小売業者はサミット株式会社となります。

（スクリーン 概要） 敷地の概要ですが、敷地面積は1万4,922㎡、所有形態は借

地で、用途地域は近隣商業地域となっております。建物構造は鉄骨づくり平屋建てとなります。

右の欄の届出概要ですが、新設日は平成22年7月20日、店舗面積は4,818㎡、営業時間は午前9時から翌午前1時まで、駐車場の利用可能時間帯は午前8時30分から翌午前8時30分まで、荷さばき可能時間帯は午前6時から午後10時となっております。

(スクリーン 広域見取り図) 周辺の環境ですが、スクリーンの周辺見取り図をごらんください。計画地は、東側は道路を挟み病院、西側は道路を挟み公園及び住居、南側は道路を挟み住居、北側は道路を挟み公園及びマンションとなっております。

なお、この案件に対する市町村及び住民等の意見はありません。

2ページをお開きください。スクリーンは建物配置図となります。資料とあわせてごらんいただきたいと思います。

(スクリーン 建物配置図) 駐車場は、指針に基づく必要台数187台を上回る224台の駐車場を確保する計画です。出入り口は2カ所設け、出入り口①は左折イン、左折アウト、出入り口②は左折イン、右左折アウトとなっております。

また、交通への支障を回避するための方策として、オープンセール等の繁忙期には出入り口に交通誘導員を配置するほか、新聞折り込みチラシ及び店内掲示により案内経路の周知等を行います。

また、駐輪場は、浦安市宅地開発事業等に関する条例による台数268台を上回る273台を確保する計画です。これらのことから、駐車・駐輪需要はともに充足していると認められます。

続いて荷さばき施設の整備等についてですが、荷さばき施設は店舗敷地内に5カ所設け、面積は204㎡、同時作業可能台数は7台で、ピーク時の搬出入車両台数は7台ですので、施設は充足していると認められます。

(スクリーン 経路図) 続いて経路設定ですが、スクリーン、経路図のとおりです。店舗への誘導は、店舗南東及び南西方面からは富岡交番交差点を經由し、計画地北側交差点を左折直進し、次の第三公園前の交差点を左折直進、出入り口②から左折イン、店舗北東方面からは計画地北側交差点及び第三公園前の交差点を經由し、出入り口②から左折イン、店舗北西方面からは中央公園南交差点を直進し、出入り口①から左折インへと誘導します。この経路は新聞折り込みチラシに案内経路

を掲載するほか、駐車場内にも看板を設置する計画で、必要な配慮がなされていると認められます。

3 ページをお開きください。

(スクリーン 建物配置図) 歩行者の利便性については、道路より店舗入り口まで歩行者専用通路を設け、また、夜間照明灯を設置するなど安全に配慮しており、適切な配慮がなされていると認められます。

(スクリーン 廃棄物の減量化) 続いて廃棄物の減量化とリサイクルについての配慮ですが、スクリーンをごらんください。計画的な商品の仕入れや商品管理、コンテナ納品による段ボール使用量の抑制、再生紙利用、レジ袋削減のための買い物袋持参運動、また、リサイクル計画については、食品廃棄物発生量及び再生利用等の実施量の把握及び記録、野菜、果物くず等の生ごみの堆肥化や軽量土壌材への加工など、必要な配慮がなされていると認められます。

(スクリーン 防災・防犯) 次に防災・防犯への協力に関してですが、防災対策は、行政から防災協定等の要請がある場合、避難場所として駐車場の一部使用、物資の緊急提供等を行う。防犯対策として、所轄警察への連絡体制の整備、警備会社による機械警備、駐車場の照明の設置等、適切な配慮がなされていると認められます。

次に、騒音については担当から説明します。

<事務局>それでは騒音の発生に係る事項について説明します。

写真により周辺の状況から説明させていただきます。

お手元の資料の後ろから2枚目の図面No.4の騒音予測地点図を併せてご覧下さい。

(SC写真1) 図面右の東側の状況です。公園や12階建てのマンションが建っています。

(SC写真2) 図面左側、店舗西側の状況です。出入口付近から騒音予測地点付近の住居群です。道路は中央公園通りと呼ばれ、写真上側に向って湾岸道路へ、下に向って浦安鉄鋼団地へ向う比較的大型車両の通行が多い道路です。住居側には、瀬の高い樹木が生い茂っています。

(SC写真3) 店舗南側、図面では下の方になりますが、道路を挟んで病院や銀行などがあります。

(SC写真4) 店舗北側、図面では上の方になりますが、道路を挟んで公園となっており、保全対象である住居はありません。

(SC騒音予測地点図－騒音の総合的な予測) お手元の資料5ページの上の表とスクリーンを併せてご覧ください。

上の表の昼間・夜間の等価騒音レベルにつきましては、基準値が予測地点により異なりますが、全て基準値を満たしております。

次にお手元の資料5ページの下の方の表とスクリーンを併せてご覧ください。

夜間最大値の予測評価ですが、資料5ページの下の方の表は、敷地境界で基準値を超過した地点のみ記載しています。計画予定店舗は、夜間の営業があるので、設備機器や自動車車両走行音が夜間の最大値の予測の対象となります。

敷地境界側の予測地点 a (図面上、北側) ですが、来客車両走行音が基準50に対して予測値74と基準を超過していますが、保全対象側が公園で住居がありません。

また、予測地点 i (図面左、西側) ですが来客車両走行音が基準50に対して予測値74と基準を超過しており、保全対象側が住居の騒音予測地点 i' で基準45に対して予測値46と基準を超過しています。しかしながら、周辺状況の写真で説明したように、鉄鋼団地へ向かう車両などの影響で現況の騒音が59dBと予測値より高くなっています。

最後に j 地点 (図面左、西側) ですが、設備機器が敷地境界側予測地点で基準値50に対して、55、58と超過しますが、保全対象側予測地点 g' では30未満や40と基準値を満たしています。

以上のことから、騒音については、周辺生活環境における影響は軽微と思われます。

以上です。

<事務局> 続きまして、6ページをお開きください。廃棄物についてですが、スクリーンの建物配置図をごらんください。

(スクリーン 建物配置図) 廃棄物の保管施設は各店舗に配置し、指針から算出した全体排出予測量25.71m³を上回る68m³を確保しております。また、処理方法については、許可業者による敷地外処理を毎日行うとしており、適切な配慮がなされていると認められます。

(スクリーン 街並みづくり等への配慮等) 次に敷地内の緑化計画ですが、浦安市宅地開発事業等に関する条例に基づいた敷地面積の6.74%の1,006m²を確保する計画です。

街並みづくり、景観への配慮としては、周囲の状況と調和するように、アースカラー等を主体とした建物の色とし、周辺景観に配慮するほか、屋外照明等についても照射角度への配慮が見られます。

(スクリーン 市及び住民等の意見) 続いて、冒頭に申しあげました浦安市及び住民からの意見については、ともにございませんでした。

(スクリーン 県の意見(案)) 最後に7ページの総合判断でございますが、夜間の騒音に関して、発生する騒音ごとの予測評価において基準値を超過する地点がありますが、現況騒音レベルのほうが大きいことから、周辺地域の生活環境に及ぼす悪影響は軽微であると認められるほか、駐車・駐輪需要、廃棄物保管容量、荷さばき施設、廃棄物処理、街並みづくり等、いずれも指針に照らし適正に配慮がなされていると判断しまして、当該店舗の立地に関する県の意見は「なし」と考えております。

続いて安井委員から提出された意見でございますが、駐車台数が224台の店舗であるが、周辺交差点の交通調査の結果からは、需要率がかなり低く、開業後も渋滞発生など大きな問題は生じない。交通問題に関しては、千葉県警察本部交通規制課、千葉県県土整備部と多岐にわたり適切な協議がなされ、安全上の配慮が十分になされている。浦安市、住民からの意見もない。よって、交通上の問題はないと判断する。

以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

<伊藤会長> ありがとうございます。最初に委員の方から、どなたでも。

<古宮委員> 駐車場が24時間になっているのですけれども、これは何か理由があるんですか。

<事務局> 飲食店が左の上にあります。ここはすき家という飲食店が入りまして、いわゆる24時間営業となっております。したがって、その来客に対応するために駐車場は24時間ということでございます。

<伊藤会長> その飲食店のために全部使わせるわけですか。

<事務局> はい。駐車場は全部という形です。

<伊藤会長> 大き過ぎるように思いますが、ほかにご質問はありますか。

<轟木委員> 荷さばき施設④、⑤ですね。駐車場内にあるというのは少し不自然な感じがしましたが、安全性の問題はないのでしょうか。

<事務局> 今の24時間の問題と関係しますが、荷さばき施設④と⑤が駐車場内に

あります。ただ、当店舗で24時間営業を予定しているのがすき家だけでございまして、この荷さばき施設④、⑤はすき家から十分離れております。また、④の荷さばき時間は午前6時から午前7時まで2台と、⑤については午前10時から午前11時までの1台で、荷さばき時間はわずか5分ですので、特に来店車両に対する影響はないだろうと考えております。

<轟木委員> 多少不安ですが、荷さばき時間が5分ということなので短時間作業を厳守していただきたい。

<伊藤会長> それでは騒音ですが、木村先生、補足していただければ。

<木村委員> 保全対象側でもオーバーしているのですけれども、基本的に道路交通騒音がうるさいということで、そこは大丈夫だと思います。ただ、病院が隣にあります。病院の用途地域だけが近隣商業地域でして、ほかは住居地域になっています。一応、基準値は守られていますが、入院施設等がありますので、何かありましたら速やかに対応していただきたいと思っております。

<伊藤会長> クリアはしているのですね。

<木村委員> クリアはしています。

<伊藤会長> 病院があるので、もし何かあれば対応してほしいという意見があったということはお伝えください。

<事務局> 病院の基準値としては、ほかより5dB低くなりますので45という基準なのですが、こちらはもともと低い音源の設備を設置者のほうで配慮して配置しておりますので、基準値的には問題ございません。意見があったことは伝えたいと思います。

<伊藤会長> それでは、廃棄物につきまして、鬼沢委員、いかがでしょうか。

<鬼沢委員> 食品を扱うサミットのほかにいろんなお店が総合で入るのですが、サミットのほうでは仕入れ時からの減量計画があります。食品を扱っていない店舗でも計画をしているとおりにやっていたいただければ減量は進むと思いますし、リサイクルもしっかりやっていたいただけると思います。計画どおりに進めていただきたいと思えます。

<伊藤会長> 先ほどの交通につきましては、安井委員のほうから特に問題ないというご意見がございました。需要率はかなり低いというので、開店後も渋滞発生は余り問題にならないだろうというご意見ですので、これはクリアしていると。それでは、先ほど出ました意見があったということだけお伝えください。この案件は県

の「意見なし」で審議会も了承したいと思います。ありがとうございました。

③審議案件3「(仮称)ニトリ(新)木更津店」について

<伊藤会長> 続きまして3番目ですが、(仮称)ニトリ(新)木更津店に係る株式会社ニトリからの新設届出でございます。お願いいたします。

<事務局> それでは、説明に入らせていただきます。これも既存店舗の移転による新設案件となります。名称は(仮称)ニトリ(新)木更津店となります。スクリーンの広域見取り図と審議資料の1ページをあわせてごらんください。

(スクリーン 広域見取り図) 所在地は木更津市請西で、JR内房線木更津駅から南東へ約1.5kmの国道16号線沿いに位置しております。建物の設置者及び小売業者は、ともに株式会社ニトリとなります。

(スクリーン 概要) 敷地の概要ですが、敷地面積は6,006㎡、所有形態は借地で、用途地域は準住居地域、第1種住居地域となっております。建物構造は鉄骨づくり地上3階建てとなります。

右の欄の届出概要ですが、新設日は平成22年7月21日、店舗面積は5,052㎡、営業時間は午前10時から午後9時まで、駐車場の利用可能時間帯は午前9時30分から午後9時30分まで、荷さばき可能時間帯は午前6時から午後10時となっております。

(スクリーン 周辺図) 周辺の環境ですが、スクリーンをごらんください。計画地は、東側は物販店舗、西側は道路を挟み店舗及び事業所、南側は道路を挟み住居、北側は道路を挟み店舗となっております。

なお、この案件に対する市町村・住民等の意見ですが、木更津市から意見が出されております。これについては後ほど説明いたします。

なお、住民等からの意見はございません。

2ページをお開きください。スクリーンは建物配置図になります。資料とあわせてごらんいただきたいと思います。

(スクリーン 建物配置図) 駐車場は、指針における特別な事情により、既存類似店のデータから算出した64台を上回る106台を店舗1階部分と隔地部分に確保する計画です。出入口は4カ所設け、出入口No.1は左折イン、左折アウト、No.2及びNo.3は左折イン、右折アウト、No.4は右折アウトとなります。

また、交通への支障を回避するための方策として、オープン時及び繁忙期等は交通整理員を配置します。各出入り口には案内看板の設置及び路面標示により交通への支障を回避する計画です。

また、駐輪場は、他店の実績台数から必要台数を算出した6台を上回る30台を店舗入り口西側に1カ所確保する計画です。これらのことから、駐車・駐輪需要はともに充足していると認められます。

次に荷さばき施設の整備等ですが、荷さばき施設は店舗東側に1カ所設け、面積は140㎡、同時作業可能台数は1台、ピーク時の搬出入車両台数は1台ですので、荷さばき施設は充足しており、必要な配慮がなされていると認められます。

(スクリーン 経路図) 次に経路設定についてですが、スクリーン、来店経路図のとおりでございます。店舗への誘導は、南西側からは国道16号線を北上して店舗前の交差点を右折し、出入り口No. 3から左折イン、北東側からは国道16号線から出入り口No. 1左折イン、西側からは国道127号線を店舗前の交差点を直進し、出入り口No. 3から左折インとなります。

2ページ及び3ページをごらんください。この経路は、オープン時に新聞折り込み広告に案内図を掲載するほか、ホームページに表示する予定で、必要な配慮がなされていると認められます。

次に歩行者の利便性についてですが、スクリーンは建物配置図になります。

(スクリーン 建物配置図) 敷地内に歩行者等専用道路及び出入り口を設け、白線により歩車の分離を図っており、適切な配慮がなされていると認められます。

(スクリーン 廃棄物の減量化) 次に廃棄物の減量化とリサイクルについての配慮ですが、スクリーンをごらんください。搬入量全体の7割を超える自社物流センターからの納品に際し、パレット、コンテナ等を用いて段ボール等の減量化に努め、

(スクリーン 廃棄物のリサイクル計画) また、リサイクル計画については、段ボールやOA用紙、商品梱包厚紙等について区分を明確にして指定業者に引き渡すほか、回収ボックスを設置し清涼飲料等のスチール缶などの回収を図るなど、必要な配慮がなされていると認められます。

(スクリーン 防災・防犯) 続いて防災・防犯への協力に関してですが、防災対策は、行政から要請があれば必要に応じて関係機関と連携をとり、地域への寄与に努めるとしております。防犯対策として、従業員による定期的な巡回、出入り口を

チェーンによる施錠など、適切な配慮がなされていると認められます。

次に、騒音については担当から説明します。

<事務局> それでは、騒音の発生に係る事項について説明します。

資料は後ろから2枚目の図面No. 4とスクリーンを併せてご覧下さい。

写真により周辺状況を説明させていただきます。

(SC写真1) 図面右側、店舗東側の状況で、スポーツ用品店が隣接しています。

(SC写真2) 図面左側、店舗西側の状況で、写真の奥に向って国道16号が走っています。

(SC写真3) 店舗南側の状況で、騒音予測地点C、Dの住居となります。

(SC写真4) 店舗の北側の状況ですが、国道16号に面しています。高

(SC 予測地点図) 資料は5ページをご覧下さい。

夜間の営業や荷さばき作業はありません。騒音の予測・評価については、すべての地点で基準を満たしていますので、適切な対応がとられているものと認められます。

以上です。

<事務局> 続きまして、6ページをお開きください。廃棄物についてですが、スクリーンの建物配置図をごらんください。

(スクリーン 建物配置図) 廃棄物の保管施設は店舗東側に設け、指針から算出した全体排出予測量17.2m³を上回る40m³を確保しております。また、廃棄物の処理方法についても、許可業者による敷地外処理を毎日行うとしており、適切な配慮がなされていると認められます。

(スクリーン 街並みづくり等への配慮等) 次に、街並みづくり等になります。緑化計画ですが、都市計画法の義務規定はありませんが、周辺環境に配慮し、敷地面積の7.39%に当たる448m²を緑化する計画としています。

街並みづくり、景観への配慮としては、敷地周辺に緑地を配置し、排気ガス、騒音等に対する緩衝帯とする。建物外壁は周辺と調和した色合いにします。屋外照明等についても照射角度への配慮が見られます。

7ページをお開きください。

(スクリーン 木更津市の意見) 続いて、冒頭に申し上げました木更津市からの意見になります。スクリーンをごらんください。1件あります。災害時における物資の供給に関する協定について検討されたいとしております。その対応として、災

害時における物資の供給に関する協定については前向きに検討するとしておりますが、既に木更津市とは協定を締結しているとのことですので。

以上ですが、意見については必要な対応がされていると認められます。

(スクリーン 県の意見(案)) 最後に8ページの総合判断ですが、1の駐車・駐輪需要、3の騒音、4の廃棄物保管容量については、いずれも指針等に基づく基準を満たしており、荷さばき施設、廃棄物処理、街並みづくり等の周辺への生活環境の保持に関しても適正に配慮がなされていると判断し、当該店舗の立地に関する県の意見は「なし」と考えております。

続いて安井委員から提出された意見ですが、駐車台数が106台の店舗であるが、周辺交差点の交通調査の結果からは、開業後も渋滞発生など大きな問題は生じない。交通問題に関しては、千葉県警察本部交通規制課、木更津警察署交通課、千葉県県土整備部、千葉国道事務所、木更津市土木部と適切に協議がなされ、安全上の配慮が十分になされている。木更津市からの意見について適切に対応がなされている。よって、交通上の問題はないと判断する。

以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

<伊藤会長> ありがとうございます。このお店は、前あったところは全部壊したわけですね。

<事務局> これは、既存店舗とちょっと離れたところに建てかえの予定です。

<伊藤会長> いかがでしょうか。

<木村委員> 騒音のほうは別段問題ないのですが、1つ質問がありまして、資料の後ろから3枚目に当たるんですが、要するに私道の中にトラックの軌跡が入ってしまっているんですが、これは住民の方たちの了解は得られているのでしょうか。

<事務局> ニトリの荷さばき施設への車両の搬入については、道路管理者の木更津市と交通管理者の千葉県警察本部交通規制課と協議を行いまして了解を得ているところです。特に協議の中で、10t車による搬入は月1回程度の予定がありまして、搬入回数も少なく、また、搬入時には従業員による誘導を行うなどの交通安全対策を実施する計画で周辺への適切な配慮がなされていると思われましてということで、特に問題はないと思います。

<伊藤会長> 先生は私道とおっしゃいましたよね。

<木村委員> これは私道ではないのですか。

<事務局> 木更津市の管理のほうの道路と聞いています。

<木村委員> これは行き止まりの道になっていませんか。

<伊藤会長> 先生のおっしゃるのは、そこの下は私道ではないかと。

<木村委員> そうです。

<伊藤会長> ところが、これは市のほうだというのが事務局ですが、どっちなのですか。

<木村委員> グーグルの地図で見ますと行き止まりになっていまして、私道ではないかなと察したのですが。

<事務局> 交通協議におきましては、その道路の交通管理は木更津市が行っておりまして、その席上、そういう話はありませんので、特にこのような形で出ることについては協議上問題はないと報告を受けております。

<伊藤会長> 行き止まりとおっしゃるのは下のほうですか。

<木村委員> そうです。

<古宮委員> 隅切りの部分ですか。

<事務局> 隅切りのところにかかっていることが問題かなということですか。いわゆる私道じゃないかと。

<木村委員> 停止線がありますよね。

<古宮委員> 右下のほうに抜ける道と丁字型にぶつかっている角、切ってあるところ。そういう意味ではないのですか。

<木村委員> それもそうなのですが、その道自身ももしかしたら私道ではないかなと。

<事務局> いずれにしろ、この届出をもちまして周辺住民説明会も実施してございますし、それについての意見とか、そういうものも全く出てございません。

<木村委員> 了解しました。

<伊藤会長> そういう意見がありましたので、一度確認してください。

<事務局> その辺のところをちょっと確認させていただきたいと思います。いずれにしろ、地元の木更津市も警察のほうも問題ないということを協議しております。また地元の説明会でも、この図面を皆さんに示しまして、いろんな意見を聞いているところですが、それについて特に問題になるような意見等は出されておられません。

<伊藤会長> ご質問が出ましたので確認しておいていただけますか。総合判断として、県のほうは適切な対応がなされているということで「意見なし」ということで

すが、特段ご異議がなければ、この県の意見を妥当と判断したいと思います。ありがとうございました。

④審議案件4「ファッションセンターしまむら六高台」について

<伊藤会長> それでは4番目で、かつ、きょう最後の案件でございますが、ファッションセンターしまむら六高台に係る株式会社しまむらからの新設届出でございます。お願いいたします。

<事務局> それでは、説明に入ります。新設案件になります。名称はファッションセンターしまむら六高台店となります。当該店舗は店舗面積を1,000㎡未満に満たない状態、いわゆる立地法の対象外にして、既に平成22年3月11日に営業を開始しております。スクリーンの広域見取り図と審議資料の1ページをあわせてごらんください。

(スクリーン 広域見取り図) 所在地は松戸市六高台で、新京成線元山駅から東へ約1kmの県道松戸鎌ヶ谷線沿いに位置しております。建物の設置者及び小売業者は、ともに株式会社しまむらとなります。

(スクリーン 概要) 敷地の概要ですが、敷地面積は2,239㎡、所有形態は借地で、用途地域は第2種住居地域となっております。建物構造は鉄骨づくり平屋建てとなります。

新設日は平成22年8月2日、店舗面積は1,110㎡、営業時間は午前10時から午後8時まで、駐車場の利用可能時間帯は午前9時45分から午後8時15分まで、荷さばき可能時間帯は午後8時15分から翌午前9時45分となっております。

(スクリーン 周辺図) 周辺の環境ですが、スクリーン、周辺見取り図をごらんください。ちょっと見づらいかもしれませんが、計画地は、東側は事務所及び道路を挟み公園、西側は住居、南側は道路を挟み住居、北側は住宅及び道路を挟み公園。

なお、この案件に対する市町村・住民等の意見ですが、ともにございませんでした。

2ページをお開きください。スクリーンは建物配置図になります。資料とあわせてごらんいただきたいと思います。

(スクリーン 建物配置図) 駐車場は、指針に基づく必要台数42台を上回る46台を店舗前面と店舗屋上部分に確保する計画です。出入口は1カ所設けることとしており、左折イン、左折アウトとなります。

また、交通への支障を回避するための方策として、オープンセール等の混雑が予想される場合は交通整理員を駐車場出入口に配置し、交通への支障を回避するとしています。

また、駐輪場は、指針参考値から算出した32台を上回る43台を確保する計画です。これらのことから、駐車・駐輪需要はともに充足していると認められます。

次に荷さばき施設の整備等ですが、荷さばき施設は店舗東側に1カ所設け、面積は46㎡、同時作業可能台数は1台で、ピーク時間帯の搬出入車両の台数は1台ですので、荷さばき施設は充足していると認められます。

(スクリーン 経路図) 次に経路についてですが、スクリーン、経路図はごらんとおり不鮮明ですので、お手持ち資料の最後のページをごらんください。店舗への誘導は、東側からは店舗東側交差点を右折し、北側交差点及び西側交差点を左折、店舗前面道路から左折イン、店舗西側からは店舗前面道路から左折インへと誘導します。この経路は新聞折り込みチラシに案内図を掲載するほか、駐車場案内看板を設置することとしており、必要な配慮がなされていると認められます。

3ページをお開きください。

歩行者の利便性については、店頭軒下にダウンライトを設置するほか、交通整理員を配置するなど、適切な配慮がなされていると認められます。

続いて廃棄物の減量化とリサイクルについての配慮ですが、スクリーンをごらんください。

(スクリーン 廃棄物の減量化) まず、廃棄物の減量化につきましては、納品用の段ボール、ビニールのリサイクルシステムの構築、買い物袋の有償買い取りなど、

(スクリーン 廃棄物のリサイクル計画) また、リサイクル計画については、廃棄用段ボール、ビニールは自社回収によるリサイクルシステムの構築など、必要な配慮がなされていると認められます。

(スクリーン 防災・防犯) 続いて防災・防犯への協力に関してですが、防災対策は、地元行政から要望があれば対応するほか、防犯対策として、施設への適切な照明設備、防犯カメラの設置及び駐車場出入口をチェーンで施錠するなど、適切

な配慮がなされていると認められます。

次に、騒音については担当から説明します。

<事務局>それでは、騒音の発生に係る事項について説明します。

資料は後ろから4枚目の建物配置図とスクリーンを併せてご覧下さい。

写真により周辺状況を説明させていただきます。

(SC写真1) 先ほど、説明がありましたように、既に1,000㎡未満で開店していません。

(SC写真2) 写真は店舗東側の状況で、事務所や道路を挟んで公園です。

(SC写真3) 写真は店舗西側の状況です。スロープ越しに住居が建っています。

(SC写真4-1) 写真は店舗南側の状況です。道路を挟んで住居で、後ほど説明しますが、夜間の荷さばき車両走行音が基準値を超過します。

(SC写真4-2) 同じく、店舗南側の状況です。1階が飲食店ですが、2階が住居で、ここも後ほど説明しますが、夜間の荷さばき車両走行音が基準値を超過します。

資料は5ページをご覧下さい。

(SC騒音予測地点図-騒音の総合的な予測)

スクリーンをご覧下さい。

総合的な予測評価は、店舗周辺の4地点で予測し、全ての予測地点で基準を満たしています。

続きまして、夜間の最大値の予測結果について、ご説明します。

営業時間は、10時から20時までと昼間の時間帯ですが、荷さばき作業が閉店後の20時15分から開店前の翌午前9時45分までと、夜間の時間帯にかかる届出となっています。

資料の4ページの戻っていただきたいのですが、(中段より上)荷さばき作業は、全て手降ろしで行い、夜間のバックブザーは使用しない、アイドリングストップなどを実施し、これらの音源については発生しません。

再度、スクリーンをご覧頂きたいと思いますが、荷さばき車両走行音が基準値45に対して、敷地境界予測地点で基準値を超過してしまいます。

また、E´、F´及びG´2の住居側の保全対象側予測地点でも基準値を超過します。

このような状況の中で、設置者の対応策として、夜間にかからない時間帯の納品に

努めるとの対策があがっており、また、近隣から苦情が出た場合は、納品時間の変更や荷受場所の変更など、真摯に対応するとのことであることから、周辺地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼすものではないと考えられます。

<事務局> 続きまして、6ページをお開きください。

(スクリーン 建物配置図) 廃棄物についてですが、廃棄物の保管施設は店舗東側に設け、容量は指針から算出した廃棄物の保管容量11.07m³を上回る18m³を確保しております。また、廃棄物の処理方法についても、許可業者による敷地外処理を、紙製廃棄物は週3回、そのほかは週1回から3回行うとしており、適切な配慮がなされていると認められます。

(スクリーン 街並みづくり等への配慮等) 次に緑化計画ですが、緑化の規定はありませんが、フラワーポットを設置し、敷地の0.2%に当たる5m²を緑化する計画となっております。

街並みづくり、景観への配慮としては、店舗のカラーは主にベージュを基調としたものになっており、落ちついた色調の外観で、また、屋外照明等についても点灯時間や照射角度への配慮が見られます。

(スクリーン 市及び住民等の意見) 続いて、冒頭に申しあげました松戸市及び住民からの意見は、ともにございませんでした。

(スクリーン 県の意見(案)) 最後に7ページの総合判断ですが、今まで説明したとおり、夜間の騒音に関して一部基準値を超過する地点がありますが、周辺地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼすものではないと認められること。また、そのほか駐車・駐輪需要、廃棄物保管容量、荷さばき施設、廃棄物処理、街並みづくり等の、いずれも指針に照らし適正に配慮がなされていると判断しまして、当該店舗の立地に関する県の意見は「なし」と考えております。

しかしながら、騒音については、周辺地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼすものではないとはいえ、一部基準値を超過することから、7ページの後段にありますような、なお書きを付したいと考えております。全文を読み上げます。「なお、荷さばき車両走行音が、一部地点で夜間最大値の基準を超過しているが、夜間にかからない時間帯の納品に努めることなどから、著しい悪影響を及ぼすものではないと認められる。今後、荷さばきは夜間にかからない時間帯に行くことを徹底するとともに、店舗に担当窓口を設け、周辺住民から苦情があった場合は適切に措置を講じてください。また、店舗の維持・運営に当たっては、届け出たところにより、店舗周

辺地域の生活環境の保持に適正な配慮をしてください」という形でつけたいと思います。

なお、今回、なお書きを付すことに当たっては、木村委員のアドバイスをいただいております。

続いて安井委員から提出された意見ですが、駐車台数が46台の店舗であり、周辺交差点の交通量も少ないことから、開業後も渋滞発生など大きな問題は生じない。交通問題に関しては、千葉県警察本部交通規制課と適切な協議がなされ、安全上の配慮が十分なされている。松戸市、住民からの意見もない。よって、交通上の問題はないと判断する。

以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

<伊藤会長> ありがとうございます。木村委員、何か補足がございますか。

<木村委員> やはり基本的に守るべき項目は守る必要があると思うのですが、時間帯については考慮するというのと、現在、既に店をオープンしていると思うんですが、そのときに、この時間帯、夜間10時前に納品というのは守られているのでしょうか。

<事務局> その件につきましては、オープンして、しまむらの担当者から聞いたのですが、納品時間は、今1,000㎡未満の開店している店舗については10時前に納入していると聞いております。特に周辺の方から今のところ苦情は受けていないという事は確認しております。

<木村委員> 了解しました。

<伊藤会長> 今も話に出ましたが、もともとあった店舗を、大型店の届出が必要ないと。そこでつくっておいて少し増築して、1,000を超えて1,100。ですから、新設となっているのですが、いずれにしても、これもちょっと問題ですけどもね。ぎりぎりを出しておいて、ちょっと増築して、そうすればパスしやすいだろうという読みなのではないでしょうか。

鬼沢委員、何かございますか。

<鬼沢委員> 衣料品を扱っているもので、搬入時の段ボールやビニールの包装ごみのほうが圧倒的に多いと思います。今後も、きっとこのしまむらの店舗の開店案が出てくるとは思いますが、「リサイクルシステムを構築している」といつも入っていますが、どんなリサイクルシステムなのか、一度、もう少し詳しく教えていただけたらと思います。

それと、さっき言い忘れたんですが、この前の案のときには、従業員の教育を徹底するというのをうたっているんです。そちらの方がむしろ大事じゃないかなと思っております。

<伊藤会長> 事務局で今のご指摘の確認をしてください。

<事務局> 今回の店舗におきましても、実際、具体的にどういう形でリサイクルが行われるのか、その辺のところを確認させていただきたいと思います。

<伊藤会長> 次の申請の時には、その辺を十分配慮して指導をしてください。

<事務局> 今後そのような形でさせていただきたいと思います。

<伊藤会長> ほかにご意見は。

<榛澤委員> ほかの資料と比べますと非常にお粗末な資料なんです。他のところは地図もちゃんとカラーの地図です。位置図にしましても、これはダブったものが出てきたみたいで、例えば用途地域の指定図なんかも、これではどうなのかなという感じもしますので、もう少しきちんとした資料で提出するようにお願いしたいと思います。

<伊藤会長> これについて事務局、どう判断されますか。

<事務局> 前にも委員の先生の方からそういう意見をいただいております。したがって、しまむらから出店計画等の相談があった時、ほかの店舗はこのようにちゃんとつくっていますからと見本を見せて、そういう形で提出するように再三お話ししているのですが、なかなか従っていただけないような現状でございます。今後とも重ねてお話を伝えていきたいと思っております。

<猿田委員> 汚いのは受け付けなければいい。そのぐらい強くしないと、同じようなことがいつまでも続いてしまう。

<榛澤委員> もう1つ、よろしいでしょうか。皆さん方がお持ちの資料で、大規模小売店舗出店計画書の中の5ページですが、交通に関しての再調査の委託先がしまむら社員で、調査方法も社員なんです。これはいかがかなという感じがいたします。

<伊藤会長> これは何か決まりはあるのですか。

<事務局> 必ずしも専門の業者に交通量調査をお願いして提出していただくという規定はありません。国の方の指導で、出店計画書とか届出書に当たって、過度な要求はなるべくしないとなっています。実際、内容はこちらの方でもチェックいたしますので、問題があれば修正、あるいは再調査という形で指示しますので、その

辺のところは問題はないかと思えます。

<伊藤会長> だから、社内調査を否定する訳にはいかないということですね。

<事務局> はい、そうです。

<榛澤委員> もしそうでしたら、例えば添付資料の交通資料の③は再調査したほうなのですが、幅員とか、台数なんかも、ちょっとどうなのかなという感じがします。それから、飽和度の算出のところでの交差点の概要についてもきちんとしておいた方がいい。そのため、指導だけはきちんとしていただきたいと思えます。

<事務局> その辺のところは今後気をつけて指導していきたいと思えます。

<伊藤会長> 確かに、他と比べると、かなり雑と言うのか、その辺、しまむらさんは意に介さないみたいな傾向がありますね。今までも、そういう指摘が委員のほうからあったのですが、なかなかスタンスが改まらないというのが実情です。かといって、強力な指導もできないということで、県の方も、こういう意見があったとか、なるべくそうしてくださいという要望しか出せないんでしょうね。

<事務局> 実際、今、行政指導が難しい状態です。立地法そのものが手続法のため、規制というのがありません。したがって、例えば許可とか許認可関係と違うところがあります。今、委員の先生からいただいた意見は、またしまむらさんが相談に見えられた時には十分伝えて今後の申請に生かしたいと思えます。

<伊藤会長> 聞くか聞かないかは別といたしまして、意見だけは伝えておくことは大事だと思います。結論といたしましては、県の方は「意見なし」ということになります。そういう要望があったというのは口頭で付していただきます。先ほど来の夜間の騒音が基準をオーバーしていることに関し、県の意見は、荷さばきは夜間にかからない時間帯に行くことを徹底する。店舗に担当窓口を設け、周辺住民から苦情があった場合は適切に対応してほしいというなお書きでございますが、総合的に判断いたしまして、いかがでしょうか。県の意見でよろしゅうございましょうか。特段のご異議がないと思えますので、審議会では、県の意見は妥当であるという結論になりました。どうもありがとうございます。

○議題（２）変更の届出に対する県意見の報告については、次のとおりであった。

<伊藤会長> それでは、事務局からお願いいたします。

<事務局> 報告案件が１件です。茂原のセントラルモールから閉店時間の変更等

の届出がありまして、これにつきましては市町村及び住民からの意見はございません。変更による周辺環境に及ぼす影響は軽微であるということから、施設の配置及び運営方法は適正に配慮されていると認められるため、県の「意見なし」と決定し、既に通知はしてございます。

○議題（３）その他については、次のとおりであった。

配布資料（届出状況一覧）の補足説明と次回開催の日程について（第８０回千葉県大規模小売店舗立地審議会）、審議会日程は後日調整のうえ決定することとした。

６ 閉会：午後２時35分閉会